

犯罪被害者週間

11月25日(火)～12月1日(月)

犯罪被害者週間に、犯罪被害者等支援に対する理解を深めましょう。

犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョッとちゃん」

～被害にあわれた方への接し方～

普段であれば何でもない言葉が、犯罪の被害にあわれた方やその御家族に苦痛を与える場合があります。

例えば、一般的に人を励ましたいときに使う「頑張って」という言葉は、苦しみの中にいる被害者等にとっては「これ以上何を頑張ればいいのか」と感じられ、「私の気持ちは誰にもわかってもらえない」と傷ついてしまうこともあります。

もし、身近に被害にあわれた方がいたら、寄り添い、共に歩む気持ちで言葉をかけてください。また、「特別な対応」よりも「人として自然な心遣い」をする気持ちで接してください。

人の気持ちの温かさを感じられることが、犯罪の被害にあわれた方やその御家族の回復への大きな一歩につながります。

警察における被害者支援制度

- 犯罪被害給付制度・・・故意の犯罪行為により被害を受けた被害者や御遺族に、国が給付金を支給します。
- 各種公費支出制度・・・捜査に必要な診断書料等、性被害にあわれた方の診察費用の一部、御遺体の搬送費用、一時避難のための宿泊料、ハウスクリーニング費用等について公費支出します。
- カウンセリング支援制度・・・警察部内カウンセラーによるカウンセリングの実施及び精神的被害の回復に有効な診察又はカウンセリング費用を公費支出する制度を整備しています。
- 指定被害者支援要員制度・・・事件捜査と並行して、指定された警察職員が、医療機関、捜査活動等への付添い、心配事の相談対応等の活動を行い、犯罪の被害にあわれた方や御家族を支援します。
- 被害者連絡制度・・・捜査状況、被疑者の検挙・処分状況等の連絡を行います。



指名手配被疑者の検挙へご協力を！



指名手配されている者の人数は・・・

約590人

※令和7年8月末現在、全国の警察から指名手配されている人数

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

県民の皆さんの情報提供をお願いします

～こどもの性被害撲滅のために～

SNS利用に係る犯罪被害を受けた約9割のこどもがフィルタリング未設定です。

犯罪被害、トラブルを防止するために「フィルタリングの利用」・「家庭でSNS利用のルール作り」を行いましょう。

※ルールの一例

- ☐ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない
- ☐ 個人が特定される情報は書き込まない
- ☐ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換はしない 等

少年問題に関する各種相談
(ヤングテレホン)

☎026-232-4970

(24時間対応・夜間休日は当直対応)

または最寄りの警察署へ相談してください。



信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道